

令和4年度鳥獣被害防止総合支援事業に関する改善計画について

令和6年1月22日見直し

令和4年度に実施した鳥獣被害防止総合支援事業について、当初事業実施計画の目的の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、別紙のとおり報告します。

記

1 事業の導入及び取組の経過

平成25年度より鳥獣被害防止対策実施隊を任命し、年間を通しての有害捕獲活動を中心に、パトロール活動、わなの設置及び見回りを実施し、被害防止体制の強化を図った。特にニホンジカの緊急捕獲においては令和2年度に1,383頭、令和3年度に1,049頭、令和4年度に981頭を捕獲しており、被害面積を大幅に減らすことができた。

鳥獣被害防止施設（シカ防護網、電気柵）については令和2年度に3,940m、令和3年度に2,600m、令和4年度に1,760mを設置し、農作物被害の防止に努めた。

2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点

カモシカについては、令和元年度の被害は単価の高い豆類に集中していた。豆類の生産者減少や防護柵の設置に伴い被害報告が減少した一方、単価の低い水稻の被害が増加したことにより、被害面積は増加、被害額は増加した。

ハクビシンについては、空き家や納屋をめぐらし、住居地付近への出没が多く報告されており、いちごやトマトなど単価の高い作物で被害金額、被害面積ともに増加した。

アナグマについては、いちごやトマトなど単価の高い作物で被害が発生した。

イノシシについては、近年被害が報告されるようになり、地面を掘って圃場に侵入するため、既設置のシカ防護網や電気柵では防除が困難であること、主に収穫間際のイモ類を広範囲に食害することで被害が急増した。

ニホンザルについては、有害捕獲や既設置のシカ防護網や電気柵での被害防止が困難であり、栄養価の高い農作物を食害することによる繁殖能力の向上と生息域の拡大が懸念されている。さらに、単価が高い野菜や果樹、豆類の食害により、被害金額が急激に増加している。

全体的な傾向として、年による増減はあるものの、既存のシカ防護網や電気柵で対処しきれないニホンザルやイノシシによる被害の増加により、被害金額が増加傾向となっている。

3 実績及び改善計画

(改善計画は、下記の様式により作成すること。事業実施状況報告書の写しを添付すること。)

(様式) 被害防止計画の達成状況に係る部分

区分	指標	対象鳥獣	被害防止計画の達成状況					達成率 (%)	備考
			目標 (4年)	基準年度 の実績 (元年)	1年目 (2年)	2年目 (3年)	3年目 (4年)		
被害防止計画 (被害の軽減目標)	被害金額 (千円)	ニホンジカ	1,750	2,500	1,896	1,587	2,213	38%	
		カモシカ	520	750	267	243	190	243%	
		ハクビシン	400	570	547	341	1,300	-430%	
		アナグマ	80	120	154	20	293	-432%	
		ツキノワグマ	60	90	60	58	16	245%	
		イノシシ	0	0	0	1	727	-	
		ニホンザル	310	450	566	530	1,412	-687%	
		スズメ、キジバト、カルガモ、カラス、ヒヨドリ、カワウ、カモメ	380	540	258	13	96	277%	
		合計	3,510	5,020	3,748	2,793	6,247	-81%	
	被害面積 (ha)	ニホンジカ	2	2.8	1.9	8.8	2.5	42%	
		カモシカ	0.4	0.6	0.2	0.3	0.9	-216%	
		ハクビシン	0.8	1.1	0.8	0.2	2.0	-294%	
		アナグマ	0.2	0.3	0.5	0.0	0.3	-37%	
		ツキノワグマ	0.1	0.2	0.2	0.1	0.0	197%	
		イノシシ	0	0.0	0.0	0.0	0.2	-	
		ニホンザル	0.4	0.5	1.2	0.5	1.4	-1,016%	
		スズメ、キジバト、カルガモ、カラス、ヒヨドリ、カワウ、カモメ	0.4	0.5	0.2	0.1	0.1	389%	
		合計	4.2	6.1	5.0	9.9	7.4	-69%	

注) 1 指標は、被害防止計画と整合をとること。

2 被害防止計画の達成状況のうち、「目標」、「基準年度の実績」は被害防止計画から転記し、それ以外は被害防止計画に基づく取組実績を記載すること。

3 各指標の合計も記載すること。

4 被害防止計画を見直し、目標の変更を行った場合は、備考欄に新たな目標を記載すること。

(様式) 施設の利用計画に係る部分(整備事業のみ記載)

区分	指標	事業実施後の状況					改善計画			
		目標 (4年)	計画 策定時 (元年)	1年目 (2年)	2年目 (3年)	3年目 (4年)	改善計 画策定 (4年)	1年目 (5年)	2年目 (6年)	3年目 (7年)
鳥獣 被害 防止 施設	利用量 (km,ha等)	-	防護網 248,300 m 電気柵 29,170m	護網網 0m 電気柵 3,940m	護網網 400m 電気柵 2,200m	護網網 0m 電気柵 1,760m	-	防護網 600m 電気柵 8,500m 複合柵 500m	防護網 600m 電気柵 8,500m 複合柵 500m	防護網 600m 電気柵 8,500m 複合柵 500m
	利用率 (%)									
	収支差 (千円)									
	収支率 (%)									
	累積赤字 (千円)									

- 注) 1 利用率は、当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。
 2 収支率は、収入／支出×100とする。
 3 目標年が4年以上の取組等、必要に応じて、適宜欄を追加して記入すること。
 4 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。
 5 区分の欄は、鳥獣被害防止施設、食肉利用等施設、捕獲技術高度化施設等と記載すること。

4 改善方策

カモシカについては捕獲ができないため、シカ防護網や電気柵が未設置の農地への施設の整備を進め、被害を防止する。

ハクビシンについては、空き家や納屋をねぐらとしていると思われる住居地付近の農地への出没が多く報告されているため、当該農地付近への箱罠設置により捕獲数を増加させる。

アナグマについては、被害があった農地付近への箱罠設置による捕獲を行う。

イノシシについては、実施隊による捕獲に加えて、研修会を通じて農業者へ正しい理解を図るとともに、イノシシを引き寄せる原因となる放置野菜や放任果樹の除去、防護柵未設置ほ場への柵の設置などを行う。

ニホンザルについては、分布の広域化と個体数の増加が懸念されており、被害も拡大している。ニホンザルは移動性が高く、通常の電気柵では被害軽減が難しいため、GPS発信機による生息域調査に基づく効果的な対策を検討し、サル被害防止用の防護柵設置のほか、放置野菜や放任果樹の除去、地域住民による花火での追い払いなど、多角的な対策を講じる。

あわせて、ニホンザル及びその他の獣種に対し地域全体に総合的な対策の必要性を周知するための研修会を開催するなど被害の軽減につなげていく。

5 改善計画を実施するための推進体制

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	住田町鳥獣害防止総合対策協議会
構成機関の名称	役割
住田町	協議会事務局、全体総括
大船渡市農業協同組合	農業分野における取りまとめ及び意見提言
住田町鳥獣被害対策実施隊	有害捕獲活動等に関する取り組み及び意見提言
気仙地方森林組合	林業分野における取りまとめ及び意見提言
三陸中部森林管理署	国有林分野における取りまとめ意見提言
住田町農業振興協議会	町内農業者との連携、事務局補助
住田町林業振興協議会	町内林業者との連携、事務局補助
鳥獣保護巡視員	野生動物の保護及び管理の視点における意見提言
住田町農林業振興会連絡協議会	町内農林業者との連携及び意見提言

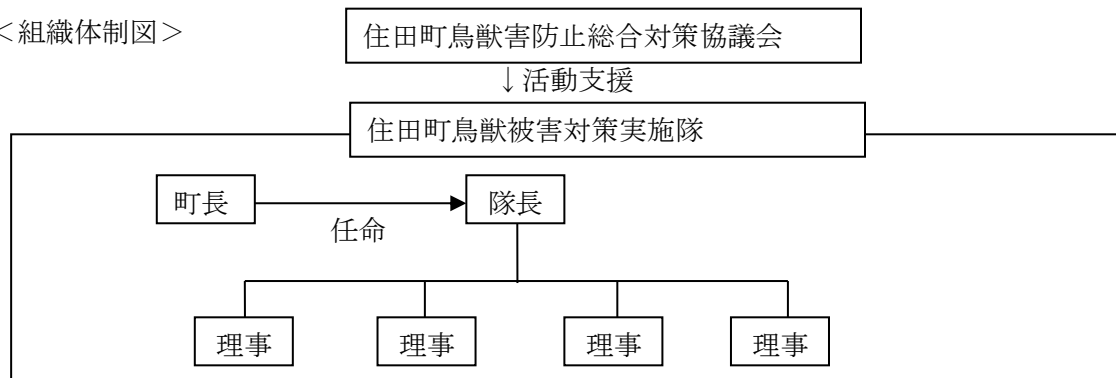
(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
沿岸広域振興局農林部 大船渡農林振興センター	農林業対策における指導、助言
沿岸広域振興局保健福祉環境部 大船渡保健福祉環境センター	有害鳥獣の捕獲許可及び被害防止の指導、助言
合同会社東北野生動物保護管理センター	研修会講師 鳥獣被害対策における指導、助言

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

住田町鳥獣被害防止対策実施隊は、平成 25 年 5 月 21 日に設立し、高田獺友会 37 人を隊員に任命した。なお、令和 5 年 7 月 1 日時点では 43 人となっている。

<組織体制図>



実施隊の活動内容は、年間を通しての有害捕獲活動を中心にパトロール活動、わなの設置及び見回りを実施している。

